

平成30年12月13日

排出事業者 様

株式会社ジェイ・リライツ

廃蛍光管(ゼロエミッション限定)の受入れ休止のお知らせ(お願い)

拝啓 貴社ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、標記の件につき、最終処分先から設備点検並びに大規模な補修を来年5月下旬から7月下旬にかけて計画、設備運転休止に伴い2019年4月1日から7月31日の間、廃棄物の受入れ休止の連絡がありました。

最終処分先へ持ち込めなくなる期間が長期間になることで、マニフェストE票(最終処分完了報告)が、マニフェスト交付日から180日を超える恐れが十分に想定できることから、弊社として下記のとおり対応させていただきます。

つきましては、弊社事情をご理解のうえ、ご協力を賜りますようお願いいたします。

敬具

記

○弊社への廃蛍光管(ゼロエミッション限定)受入れ休止期間

2019年3月16日(土)から2019年6月30日(日)

○3月1日から15日の間、弊社搬入した廃蛍光管のスケジュール(予定)

- ・3月22日(金)迄…破碎処理(中間処理)完了:マニフェストD票返送
- ・3月29日(金)迄…最終処分先へ搬出
- ・5月下旬…最終処分完了:マニフェストE票返送

○7月以降

- ・弊社受入から一週間以内を目途に破碎処理(中間処理)完了:マニフェストD票返送
- ・当月内破碎処理完了分を翌月初旬最終処分先へ搬出(7月度破碎処理完了は8月初旬に最終処分先へ)。

○マニフェストE票(最終処分完了報告)が、マニフェスト交付日から180日を超えた場合

- ・管理票交付者(排出事業者さま)は、様式第四号による報告書を都道府県知事に提出するものとする。

【廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の29(抜粋)】

以上